

相談無料

石狩市消費生活センター

「簡単に高収入」という もうけ話には要注意！

◆ネットの情報商材トラブル急増中！

スマートフォンの普及にともない、情報商材に関する相談が増えています。情報商材とは、インターネットの通信販売等で、副業や投資、ギャンブル等で高収入を得るためのノウハウと称してDVDや冊子、PDFのダウンロードなどで販売されている情報のことです。

情報の内容(稼ぐ方法や投資情報、攻略情報等)は購入して中身を見るまで分からないため、内容が広告や説明と異なる、広告のように儲からない、約束のサポートが無い、返金保証とあったのに条件があるとされ返金されない等のトラブルが生じています。



〈トラブルを防ぐためのポイント〉

- ★情報商材は契約前に中身を確かめることができない。少しでも怪しいと思ったら連絡しない。
- ★「必ずもうかる」などの広告や、「返金保証」などのセールストークを鵜呑みにしない。
- ★事前に説明のなかった費用を請求される、高額な契約を勧誘される等、話が違ふと思ったら、きっぱり断る。
- ★クレジットカードの高額決済や借金をしてまで契約しない。

「ウイルスに感染しています」 その警告、ニセモノかも?!

◆慌てて連絡しないでください！

パソコンでインターネットを使用中に突然「ウイルスに感染している」などの警告画面が表示され、不安になって慌ててセキュリティソフトやサポート契約をしたところ、実際にはニセの警告だったというトラブルが多発しています。

独立行政法人国民生活センターは、警告画面が表示されても鵜呑みにせず、慌てて連絡や契約をしないよう注意を呼び掛けています。



警告画面がニセの表示と思われる場合は画面を閉じ、ニセモノかどうか判断がつかない場合は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)情報セキュリティ安心相談窓口へ相談しましょう。

セキュリティソフト等を契約し、インストールしてしまった場合や、警告画面が消えない場合の処理方法についても、IPAのホームページを参考に、電話相談窓口をご利用ください。

解約方法が分からないなど、トラブルが生じた場合は、消費生活センターまでご相談ください。

～相談は無料で秘密も守られます。一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください～

電話 **0133-75-2282**

開設時間 月～金 10:00～16:00

場所 **石狩市役所 1階**

(石狩市花川北6条1丁目30番地2)

土日・祝日の電話相談は

消費者ホットライン **188** いややいやや!
局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。